

# 答 申 書

(答申第100号)

平成29年1月24日

福井県公文書公開審査会

## 第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり福井県知事（以下「実施機関」という。）が非公開決定をしたことは、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、平成28年2月22日付けで、福井県情報公開条例（平成12年条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求を行った。

平成23年の核燃料税更新に係る、特定事業者との協議に関する文書一式

※電力3事業者に対する説明会については、すでに公文書の一部公開を受けているため不要です。

※平成18年の更新時の公文書には、特定事業者と3回協議したことを記録。税率を引き上げただけの平成18年は記録があり、出力割を導入した平成23年は記録がないのは不自然なので、改めて特定事業者との協議に絞り公開請求する次第です。

※もし記録が残っていなければ電子メール、メモ書き、県幹部と外部の面談記録など、手がかりになる文書の公開を求めます。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成28年3月8日付け税第83号による公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### (1) 公文書の名称

平成23年の核燃料税更新に係る、特定事業者との協議に関する文書一式（以下「本件対象公文書」という。）

#### (2) 公開しない理由

該当する公文書を作成し、または取得しておらず、公開請求に係る公文書が存在しないため

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成28年3月9日、本件処分を取り消し、本件対象公文書の全部公開を求めて、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成28年9月23日付け税第533号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件異議申立てについて、諮問を行った。

### 第3 異議申立ての内容

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件対象公文書の全部公開を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由および主張

異議申立人が、異議申立書で述べている異議申立ての理由および主張は、要約すると次のとおりである。

##### (1) 本件対象公文書の不存在について

異議申立人の請求は、平成23年の核燃料税更新に際し、福井県と特定事業者との協議に関する会議録などの文書開示を求めたものである。また、もし文書が存在しないならば、メモ書きや面談記録、電磁的記録（電子メール）など、手がかりとなる記録を開示するよう請求した。

平成18年の核燃料税更新では、税率が10%から12%に引き上げられただけでも関わらず、特定事業者との協議を3回重ねていた。一方、平成23年の更新時は「税率を12%から17%に引き上げ」「停止中の原発にも課税できる『出力割』の導入」という、非常に大きな制度改正となった。

それなのに、特定事業者と協議しないことは常識的に考えられない。もし協議していないとすれば、大きな負担を課すことになる電力事業者の理解を得ようとする努力を怠った不作為といえる。仮に協議はしていたものの、記録を残さなかったのであれば、あまりにも不可解というほかない。行政の意思決定過程を県民が検証する術を、意図的に葬り去ろうとした可能性がある。

別の異議申立てに対する反論で、福井県は平成18年の核燃料税更新時の会議録について、「制度改正により、条例制定前に議会で納税者の意見を聴取する手続が創設されたので、制度改正の直後であった点を考慮し、核燃料税更新に関する説明会やその後に制度理解を深めるための説明の場を設け、その結果を作成したものと考えられる」と主張している。だが、福井県議会会議録を掲載したホームページを調べた限り、理事者側がそのことについて言及している答弁は見当たらなかった。

むしろ会議録から浮かび上がったのは、平成23年の核燃料税更新における電力事業者との交渉が、非常に厳しいものだったという事実である。

平成23年12月9日の福井県議会総務教育常任委員会の会議録で、総務部長は、6月議会で可決された核燃料税条例の交渉を振り返り「今回は福島事故等の事象があり、その経過の中で、6月議会の直前まで電力事業者ともさまざまな協議をしていたので、我々の提案が最終的にどういう形で了解を得られるかについては<中略>お話しできる状況ではなかった」と答弁している。平成23年の6月定例議会は6月22日に開会しており、福井県はこの直前まで、「最終的にどういう形で了解を得られるか」がわからない協議を続けていたことになる。ところが、この時と比べると難易度の低かった平成18年の更新時は、特定事業者と3回にわたり協議した記録が残っているのに、平成23年の更新時は協議そのものが存在しないか、記録を残していないというのは理解に苦しむ。

## (2) その他の主張について

別の異議申し立てで福井県は、平成23年の核燃料税更新時に電力事業者と協議した際の会議録を作成していない理由を、「説明会における質疑は、配布資料の記載内容についての語句の意味の確認や制度の内容に関するものであり、それらに対する県の応答は、配布資料に記載された語句の意味の説明や制度の解説を行うなど、形式的で軽微なもの」としている。だが、これまでに述べてきたように、電力事業者との協議は、県議会への提案直前まで「最終的にどういう形で了解を得られるか」がわからない、難しく手強いものであったことが明らかである。なぜ福井県はこのように、「ごまかし」とも呼べる対応をするのであろうか。

行政の秘密主義がいかなる弊害をもたらすかは、歴史が証明している。福井県には、適切に情報を開示してほしい。特定事業者との協議の有無が不明であり、面談記録などの情報すら残っていないという回答には、到底納得することができない。

## 第4 実施機関の説明

実施機関が、理由説明書および当審査会での説明聴取で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

### 1 本件対象公文書の不存在について

異議申立人が異議申立書で公開を求める公文書は、平成23年度の核燃料税更新に係る、特定事業者との協議に関する文書一式（電力3事業者に対する説明会に関する文書を除く。）である。

平成23年度における核燃料税の更新に当たっては、平成23年1月14日、同年2月2日および同年6月15日に計3回の核燃料税の更新に関する説明会を開催しているが、この説明会は、県の規則、要綱等により議事録の作成が規定される委員会や審議会のような会議等には該当しておらず、議事録は存在しない。これらの公文書以外に、異議申立人が求める「特定事業者との協議に関する文書」は存在しない。

また、公開対象となる「公文書」とは、条例第2条第2項に規定されているとおり、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録であって、当該実施機関が管理しているものをいうとされている。「当該実施機関が管理しているもの」とは、作成または取得に関与した職員個人が保有している段階のものではなく、実施機関が業務上の必要から組織として管理している状態にあるものと解されることから、職員の個人的な段階にとどまるメモ書き等はこれに当たらない。したがって、担当職員のメモ書きや電子メールは公開対象にならないため、これを公開すべきという異議申立人の請求はそもそも認められない。

念のために異議申立人が求める「特定事業者との協議に関する文書」が存在するかどうかを確認するため、実施機関内および文書倉庫をくまなく探索したが、存在を確認することはできなかった。

### 2 その他の主張について

異議申立人は平成23年度の事業者との説明会の議事録が存在していないことについての疑義を主張しているが、本件対象公文書に係る非公開決定との関連はない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件処分について

本件処分は、本件対象公文書が不存在として非公開決定を行ったものである。

これに対して、異議申立人は、本件処分を取り消し、本件対象公文書の全部公開を求めていることから、以下、非公開決定の妥当性について検討する。

### 2 本件対象公文書の不存在について

当審査会は、実施機関の説明を踏まえて、条例第24条（審査会の調査審議）の規定に基づき、様々な角度から調査を実施したところ、異議申立人が公開を求める特定事業者との協議に関する文書一式について、存在をうかがわせる事実は認められなかった。したがって、本件対象公文書を全部公開すべきとする異議申立人の請求は認めることができない。

なお、異議申立人が、本件対象公文書が残っていないのであれば、電子メールやメモ書きなど、手がかりとなる文書を公開すべきだと主張していることについては、公開対象となる「公文書」とは、条例第2条第2項に規定されているとおり、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録であって、当該実施機関が管理しているものをいい、また、「当該実施機関が管理しているもの」とは、実施機関が業務上の必要から組織として管理している状態にあるものをいい、職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は該当しないことから、担当職員のメモ書きや電子メールは公開対象とならない。

### 3 その他の主張

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 まとめ

以上のことからまとめると、本件対象公文書について不存在として非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

したがって、実施機関が行った決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

## 第6 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てに係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年 9月23日	・ 諮問書の受理
平成28年 9月28日	・ 審議（第1回）
平成28年10月31日	・ 審議（第2回）
平成28年11月28日	・ 実施機関からの説明聴取 ・ 審議（第3回）
平成28年12月19日	・ 審議（第4回）
平成29年 1月24日	・ 答申

## 福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
清 水 和 邦	会 長
前 田 清 作	